

医療法人 徳祐会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4 月 1日～ 令和10年 3 月 31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：行動計画期間中に男性の育児休業取得者を1名以上とする。(男性育児休業対象者発生時)

<対策>

- 令和7 年 4 月～
制度の周知のための研修会開催。対象となる職員へ個別に説明を行う。
- 令和10 年 3 月～ 対策実施後の男性の育児休業取得状況を調査する。

目標2：月の法定時間外労働時間を1時間未満とする。

<対策>

- 令和7 年 4 月～
時間外労働削減に向けた啓発を行う。時間外労働の多い部署に対して業務内容の見直し・業務改善を推進する。
- 令和10 年 3 月～ 対策実施後の法定時間外労働状況を調査する。

目標3：年次有給休暇の取得日数平均10日以上を施設・職種別でも100%にする

- 令和7 年 4 月～
管理職に働きかけ、職員が有給休暇を取得しやすい環境を整備する。また、計画的に有休が取得できるように、個別付与方式の計画年休制度導入に向けて検討を開始する。
- 令和10年3月～ 対策実施後の有給取得状況を調査する。